

## 食品営業関係の各種証明書



# 電子申請サービス開始のお知らせ

この度、食品営業関係の各種証明書の交付について、電子申請サービスを開始しました！

従来、大阪府の各保健所への来所による申請が必要でしたが、オンラインでの申請及び手数料の納付が可能になりました。

また、郵送で証明書を受け取ることもできます。（送料別途必要）

## ◎対象施設

- ・大阪府内（政令市、中核市を除く）の食品衛生法に基づく営業許可又は届出施設

## ◎証明書の種類

- ・食品衛生法に基づく不利益処分を受けていないことの証明
- ・食品衛生法に基づく営業の届出をした施設であることの証明
- ・食品衛生法に基づく営業の届出をしたとみなされる施設であることの証明
- ・食品衛生法に基づく廃業の届出をした施設であることの証明
- ・その他の証明（証明書の交付の可否について、事前に保健所へご相談ください。）

## ◎手数料・送料（支払い方法は、クレジットカード払いのみ対応）

- ・証明書の交付に係る手数料 500円（1通あたり）
- ・郵送による交付を希望する場合の送料 600円（レターパックプラスによる発送）

（例）証明書1通を郵送での交付を希望する場合 手数料 500円 + 送料 600円 = 計 1,100円

## ◎利用方法

- ・大阪府行政オンラインシステムにアクセスします。
- ・新規利用の際は、アカウント登録します。  
（GビズIDのアカウントを取得している事業者は、GビズIDでログイン可能です。）
- ・「食品営業許可・届出に係る各種証明書の交付願（証明願）」の手続きフォームから申請情報を入力します。（手続きには電子署名が必要です。）  
証明書の交付方法（窓口交付・郵送交付）を選択します。
- ・以降、保健所での審査開始後、クレジットカード払いにより手数料を納付します。
- ・申請時に添付した証明願をもとに、保健所で作成した証明書を交付します。

利用方法の詳細は裏面をご覧ください。

# 大阪府行政オンラインシステムの利用方法

## Step 0 証明願の様式をダウンロードし、必要書類を作成

証明の種類に応じた所定の様式を大阪府ホームページからダウンロードし、施設情報など必要事項を記入した証明願を「Wordファイル形式」で作成します。

◎大阪府ホームページ「食品営業許可・届出に係る各種証明書の交付について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o100110/0000153/000001.html>



## Step 1 システムへアクセス（アカウント登録・ログイン）

次のURLから「大阪府行政オンラインシステム」へアクセスします。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



新規利用の際には、新規登録からアカウント登録し、ログインします。(2回目以降は、同じアカウントを利用) GビズIDを取得済の場合は、GビズIDでログインします。



## Step 2 申請情報入力、証明願の添付

証明願の手続きを検索し、当該申請フォームから管轄保健所を選択、申請情報を入力します。

申請情報の入力の際に、事前に作成した「証明願(Wordファイル)」を添付します。

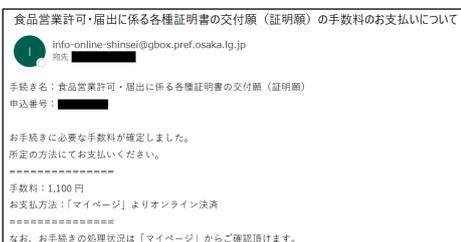
※申請時に証明書の交付方法(保健所窓口 又は 郵送)を選択します。手数料の納付後は、交付方法の変更はできません。郵送での証明書の交付を希望する場合は、保健所からレターパックプラスにより証明書を送付します。(送料600円が必要です。)



## Step 3 手数料のオンライン納付、証明書の交付

保健所で申請情報を確認後、手数料(送料含む)の支払いに関する案内メールが送付されます。

手数料支払い案内メール(例)



アカウント名をクリックし、マイページから手数料の支払い手続きを行います。



証明書発行(数日後)

保健所からの手続完了メールを受信後、証明書の交付(窓口又は郵送)を受けます。